

平成３１年 第１回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	平成３１年１月９日（水）			
招集の場所	時津町役場本庁舎５階第２会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	平成３１年１月９日（水）午後１時３０分		
	閉 議	平成３１年１月９日（水）午後２時１０分		
出欠委員の氏名 出席 ４名 欠席 １名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	綿谷 章		○
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	吉田三知子	○	
	委 員	天田 明香	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	欠席	社会教育課長	蒔添 浩明
	学校教育課長	岡 由紀子	教育総務課長	栗山 浩毅
			教育総務課長補佐	中村 智樹
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第13回）

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第1号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

議案第2号 時津町教育支援センター指導員に関する要綱の一部改正について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、ただいまから平成31年第1回時津町教育委員会の会議を開会します。

日程第1 会議録の承認について（第13回）について

○ 相川教育長

日程第1、平成30年第13回の会議録の承認を求めることについて、議題とします。

会議録につきまして、事前にお手元に届けてあると思いますが、質疑にはいたいと思います。ご質問、気になることとかありませんでしょうか。

○ 相川教育長

質疑がないようですので、平成30年第13回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。従いまして、平成30年第13回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

○ 相川教育長

平成30年12月13日から平成31年1月9日までの私の行事等への参加についてご報告申し上げます。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

○ 相川教育長

ただ今の教育長報告に対しまして、何か、ご質問ございませんでしょうか。

○ 宮原委員

1月5日の左底地区新年懇親会というのがあるのですけれども、どんな雰囲気ですか。

○ 相川教育長

毎年あっています。自治会長さん、子ども会の役員の方とか、公民館の館長さんとか、副館長さんとか、そういう人たちの集まりです。それに、町長も呼ばれて、今年は、てっぺん

というお店で、40人ぐらいいらっしゃいました。

○ 宮原委員

こういう集まりをやっているのは左底だけですか。

○ 相川教育長

私たちのほうは学校代表で見守りとか、美化活動を率先して、してくださるものですから、そのお礼方々ですね。

○ 吉田委員

12月18日の学力向上委員会というのは、どういうメンバーですか。

○ 相川教育長

それぞれの学校の学力向上委員の代表者で、学校によっては研究主任がいたりしますが、教務主任がほとんどです。

○ 吉田委員

時津町内だけですか。

○ 相川教育長

はい。町内だけです。

今回の場合は、学習指導要領に基づき、深い学びをしているところなど、それをメインに学力向上をするために、どういうふう実践を積み重ねていったかというビデオを撮ってきて、委員の皆さま方に見せて、説明をするということをやっています。

○ 吉田委員

これから、こういうふうにしていこうという、町内で、先生方同士で話し合うということもある訳ですね。

○ 相川教育長

各学校で差があるものですから、それを第1回目で共通の理解をします。それを、お互いに見せ合おうということですが、なまの子どもたちの姿で見せ合おうということと、ビデオを見て、質疑応答をするという内容です。

○ 吉田委員

はい。わかりました。

○ 相川教育長

ご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご質問はないようですので、これで教育長報告を終了させていただきます。

日程第3 議案第1号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、議案第1号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について、秘密会で議事進行を諮りたいと思います。異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【秘密会のため本会は非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思いますよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第3 議案第2号 時津町教育支援センター指導員に関する要綱の一部改正について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、議案第2号、時津町教育支援センター指導員に関する要綱の一部改正についての件を議題とします。

議案第2号につきまして、事務局の説明を求めます。お願いします。

○ 岡学校教育課長

はい。それでは、議案第2号、時津町教育支援センター指導員に関する要綱の一部改正について、ご説明をいたします。

本議案は、昨年9月から開設いたしました、時津町教育支援センター事業において、配置をされている指導員の勤務時間及び1週間あたりの勤務時間について、拡大の必要がありまして、関係条項を改正をするものです。

教育支援センターにつきましては、何らかの心理的、情緒的な要因により、集団生活になじめず、学校に行けない児童や生徒に対して、在籍校と連携しながら、個別のカンセリング、小集団での指導を通して、集団生活に適応する力を育て学校復帰や社会的自立の支援を行うことを目的として、開設をしているところです。

現在は、教育支援センターの職員さんにつきましては、月火木金、週4日間で、基本的には9時から13時の1日あたり4時間の勤務、週16時間ということで勤務をいただいております。

りますが、しかしながら、在籍校との打ち合わせや保護者との面談時間等の時間を週 3 時間延ばして確保することで、よりきめ細やかな対応が可能となるように、今回、要綱の一部改正について、議案を提出したところでございます。対応の時間につきましても、ベースは 9 時から 13 時となっておりますが、学校が開いている時間の中で、可能な範囲で対応をしていただくということで、より充実した対応が行われるのではないかとということで、今回、勤務時間と週あたりの時間数についての要綱の改正ということで、提案をさせていただいております。以上で、議案第 2 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 相川教育長

はい。ありがとうございます。

この件について、ご質問等ございませんでしょうか。

○ 宮原委員

現行が、先ほどの説明では、月火木金の 1 日 4 時間の週 16 時間。今回の 19 時間の割り振りというのは、どんなふうになっていますか。

○ 岡学校教育課長

はい。基本的にはですね。子供たちが来るのは、9 時半から 12 時半の月火木金になるのですが、打ち合わせの時間というのは、学校と都合がいい時間に運用していただきたいということで、時間については先生方と対応が必要な時間を柔軟に組み合わせて、8 時半から 16 時までの中の週 19 時間以内ということで、より運用が柔軟に対応できるようにということで、今回改正をさせていただいております。

○ 宮原委員

はい。わかりました。

○ 吉田委員

それは、教育支援センター指導員さんが、各学校に出かけられたりされるということですか。

○ 岡学校教育課長

先生方が出かけられたり、学校の先生がこられたり、保護者の面談時間を設けたり、必要に応じては、家庭訪問であったりということでの時間と考えていただきたいと思います。

○ 吉田委員

はい。わかりました。

○ 相川教育長

では、質疑がないようですので、これで質疑を終了します。採決いたします。

議案第２号は、原案のとおり決することで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第２号、時津町教育支援センター指導員に関する要綱の一部改正についての件は、原案のとおり可決されました。

○ 相川教育長

それでは、以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、平成３１年第１回時津町教育委員会会議を閉会します。